

氷見市定住促進住宅団地造成事業補助金交付要綱の一部改正案新旧対照表

○氷見市定住促進住宅団地造成事業補助金交付要綱（平成 18 年氷見市告示第 13 号）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和 4 4 年氷見市規則第 1 2 号）第 2 2 条の規定に基づき、定住促進住宅団地造成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第 2 条 市長は、定住人口の増加及び人口流出の抑制を図り、もって活力のあるまちづくりを推進するとともに、住環境の整備の促進に寄与するため、市内において住宅団地の造成を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。</p> <p>(補助金の交付を受けることができる者)</p> <p>第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者であって、市税の滞納がないものとする。</p> <p>(1) 宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 国土交通大臣の免許を受けている者であって、主たる事務所を富山県内に有するもの</p> <p>イ 富山県知事の免許を受けている者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、市長が認める者（補助金の交付の対象となる事業）</p> <p>第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。</p> <p>(1) 1 団地の面積が 2,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の住宅団地を次のア又はイのいずれかに該当する地域又は区域において造成したものであって、当該造成について、平成 22 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までの間に富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則（平成 15 年富山県規則第 47 号）第 5 条の規定による優良宅地認定書（以下「優良宅地認定書」という。）の交付を受け、及び同規則第 7 条第 2 項又は第 10 条の規定による優良宅地証明書（以下「優良宅地証明書」という。）の交付を受けている事業</p> <p>ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項に規定する地域</p> <p>イ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 2 項第 2 号に規定する都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」とい</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和 4 4 年氷見市規則第 1 2 号）第 2 2 条の規定に基づき、定住促進住宅団地造成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第 2 条 市長は、定住人口の増加及び人口流出の抑制を図り、もって活力のあるまちづくりを推進するとともに、住環境の整備の促進に寄与するため、市内において住宅団地の造成を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。</p> <p>(補助金の交付を受けることができる者)</p> <p>第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者であって、市税の滞納がないものとする。</p> <p>(1) 宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 国土交通大臣の免許を受けている者であって、主たる事務所を富山県内に有するもの</p> <p>イ 富山県知事の免許を受けている者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、市長が認める者（補助金の交付の対象となる事業）</p> <p>第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。</p> <p>(1) 1 団地の面積が 2,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の住宅団地を都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項に規定する地域において造成したものであって、当該造成について、平成 22 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則（平成 15 年富山県規則第 47 号）第 5 条の規定による優良宅地認定書（以下「優良宅地認定書」という。）の交付を受け、及び同規則第 7 条第 2 項又は第 10 条の規定による優良宅地証明書（以下「優良宅地証明書」という。）の交付を受けている事業</p>

う。)

(2) 1 団地の面積が 3,000 平方メートル以上の住宅団地を造成したものであって、当該造成について、平成 18 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までの間に都市計画法第 29 条の規定による開発行為の許可を受け、並びに同法第 36 条第 2 項の規定による開発行為に関する工事に係る検査済証及び公共施設に関する工事に係る検査済証（以下これらを「検査済証」という。）の交付を受けている事業

（補助金の交付の対象経費及び補助金の額）

第 5 条 補助金の交付の対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（事業計画の認定）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、優良宅地認定書の交付又は開発行為の許可を受けたときは、当該事業の計画について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、氷見市定住促進住宅団地造成事業計画認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氷見市定住促進住宅団地造成事業計画書
- (2) 第 4 条第 1 号に該当する事業について申請を行う者にとっては、優良宅地認定書及び優良宅地認定申請書の写し
- (3) 第 4 条第 2 号に該当する事業について申請を行う者にとっては、開発行為許可書及び開発行為許可申請書の写し
- (4) 第 3 条第 1 号に該当する者にとっては、宅地建物取引業法の免許証の写し
- (5) 関係図書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第 1 項の認定をしたときは、氷見市定住促進住宅団地造成事業計画認定書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（事業実績の認定）

第 7 条 前条の規定により事業計画の認定を受けた者は、優良宅地証明書又は検査済証の交付を受けたときは、当該事業実績について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、氷見市定住促進住宅団地造成事業実績認定申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氷見市定住促進住宅団地造成事業実績書
- (2) 第 4 条第 1 号に該当する事業について申請を行う者にとっては、優良宅地証明書の写し

(2) 1 団地の面積が 3,000 平方メートル以上の住宅団地を造成したものであって、当該造成について、平成 18 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に都市計画法第 29 条の規定による開発行為の許可を受け、並びに同法第 36 条第 2 項の規定による開発行為に関する工事に係る検査済証及び公共施設に関する工事に係る検査済証（以下これらを「検査済証」という。）の交付を受けている事業

（補助金の交付の対象経費及び補助金の額）

第 5 条 補助金の交付の対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（事業計画の認定）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、優良宅地認定書の交付又は開発行為の許可を受けたときは、当該事業の計画について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、氷見市定住促進住宅団地造成事業計画認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氷見市定住促進住宅団地造成事業計画書
- (2) 第 4 条第 1 号に該当する事業について申請を行う者にとっては、優良宅地認定書及び優良宅地認定申請書の写し
- (3) 第 4 条第 2 号に該当する事業について申請を行う者にとっては、開発行為許可書及び開発行為許可申請書の写し
- (4) 第 3 条第 1 号に該当する者にとっては、宅地建物取引業法の免許証の写し
- (5) 関係図書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第 1 項の認定をしたときは、氷見市定住促進住宅団地造成事業計画認定書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（事業実績の認定）

第 7 条 前条の規定により事業計画の認定を受けた者は、優良宅地証明書又は検査済証の交付を受けたときは、当該事業実績について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、氷見市定住促進住宅団地造成事業実績認定申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氷見市定住促進住宅団地造成事業実績書
- (2) 第 4 条第 1 号に該当する事業について申請を行う者にとっては、優良宅地証明書の写し

- (3) 第4条第2号に該当する事業について申請を行う者にとっては、検査済証の写し
- (4) 第3条第1号に該当する者にとっては、宅地建物取引業法の免許証の写し
- (5) 関係図書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の認定をしたときは、氷見市定住促進住宅団地造成事業実績認定書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第8条 前条の規定により事業実績の認定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、氷見市定住促進住宅団地造成事業補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氷見市定住促進住宅団地造成事業実績報告書
- (2) 第3条第1号に該当する者にとっては、宅地建物取引業法の免許証の写し
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類
- (4) 関係図書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（事業案内）

第9条 補助金の交付を受けた者は、造成地販売用パンフレット及び看板等に、住宅団地の造成が定住促進住宅団地造成事業の対象となったことを明記するものとする。

（事業に係る事務の実施体制）

第10条 事業計画及び事業実績の認定その他の定住促進住宅団地造成事業に係る事務については、必要に応じ、公共施設主管課等が協議の上、調査、検討等を行うものとする。

（細則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。（但し書きは削除）

- (3) 第4条第2号に該当する事業について申請を行う者にとっては、検査済証の写し

- (4) 第3条第1号に該当する者にとっては、宅地建物取引業法の免許証の写し
- (5) 関係図書

- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の認定をしたときは、氷見市定住促進住宅団地造成事業実績認定書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第8条 前条の規定により事業実績の認定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、氷見市定住促進住宅団地造成事業補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氷見市定住促進住宅団地造成事業実績報告書
- (2) 第3条第1号に該当する者にとっては、宅地建物取引業法の免許証の写し
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類
- (4) 関係図書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（事業案内）

第9条 補助金の交付を受けた者は、造成地販売用パンフレット及び看板等に、住宅団地の造成が定住促進住宅団地造成事業の対象となったことを明記するものとする。

（事業に係る事務の実施体制）

第10条 事業計画及び事業実績の認定その他の定住促進住宅団地造成事業に係る事務については、必要に応じ、公共施設主管課等が協議の上、調査、検討等を行うものとする。

（細則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、平成22年4月1日から平成32年3月31日までの間に優良宅地認定書の交付を

附 則（平成22年3月24日氷見市告示第13号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正前の氷見市定住促進住宅団地造成事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月30日氷見市告示第21号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月15日氷見市告示第22号）
（経過措置）

- 2 この告示による改正前の氷見市定住促進住宅団地造成事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月30日氷見市告示第21号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月15日氷見市告示第22号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年10月1日氷見市告示第43号）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

受けた住宅団地の造成及び平成18年4月1日から平成32年3月31日までの間に都市計画法第29条の規定による開発行為の許可を受けた住宅団地の造成については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成22年3月24日氷見市告示第13号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正前の氷見市定住促進住宅団地造成事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月30日氷見市告示第21号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月15日氷見市告示第22号）
（経過措置）

- 2 この告示による改正前の氷見市定住促進住宅団地造成事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月30日氷見市告示第21号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月15日氷見市告示第22号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助金の交付の対象経費	補助金の額
<p>住宅団地において行う公共施設の整備に要する経費のうち、次に掲げる経費について、それぞれ市長が認定した額の合計額</p> <p>(1) 道路舗装費（路盤工事に係るものを含む。）及び道路側溝整備費</p> <p>(2) 公園、緑地又は広場の整備に要する経費</p> <p>(3) 上水道配水管整備費</p> <p>(4) 防火水槽整備費</p> <p>(5) 消雪施設整備費</p> <p>(6) 街路灯整備費</p> <p>(7) その他公共施設の整備に要する経費のうち市長が認めるもの</p>	<p>補助金の交付の対象経費の5分の1（補助事業に係る造成区域が居住誘導区域である場合は、当該区域については、5分の2とする。ただし、一の補助事業に係る造成区域が居住誘導区域と居住誘導区域以外の区域によって構成されている場合は、居住誘導区域に係る部分は5分の2、居住誘導区域以外の区域に係る部分は5分の1とする。）に相当する額</p> <p>（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）と次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とのいずれか低い額</p> <p>(1) 1団地の面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の住宅団地を造成した場</p>

別表（第5条関係）

補助金の交付の対象経費	補助金の額
<p>住宅団地において行う公共施設の整備に要する経費のうち、次に掲げる経費について、それぞれ市長が認定した額の合計額</p> <p>(1) 道路舗装費（路盤工事に係るものを含む。）及び道路側溝整備費</p> <p>(2) 公園、緑地又は広場の整備に要する経費</p> <p>(3) 上水道配水管整備費</p> <p>(4) 防火水槽整備費</p> <p>(5) 消雪施設整備費</p> <p>(6) 街路灯整備費</p> <p>(7) その他公共施設の整備に要する経費のうち市長が認めるもの</p>	<p>補助金の交付の対象経費の5分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）と次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とのいずれか低い額</p> <p>(1) 1団地の面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の住宅団地を造成した場</p>

	<p>合 5,000,000円</p> <p>(2) 1団地の面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の住宅団地を造成した場合 10,000,000円</p> <p>(3) 1団地の面積が10,000平方メートル以上20,000平方メートル未満の住宅団地を造成した場合 20,000,000円</p> <p>(4) 1団地の面積が20,000平方メートル以上の住宅団地を造成した場合 40,000,000円</p>		<p>合 5,000,000円</p> <p>(2) 1団地の面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の住宅団地を造成した場合 10,000,000円</p> <p>(3) 1団地の面積が10,000平方メートル以上20,000平方メートル未満の住宅団地を造成した場合 20,000,000円</p> <p>(4) 1団地の面積が20,000平方メートル以上の住宅団地を造成した場合 40,000,000円</p>
--	---	--	---